当社事業所内で石綿業務に従事していた労働者の方やその遺族の方へ

当社事業所内で石綿業務に従事していた労働者の方やその遺族の方に、下記の制度のお知らせと申請の奨励をいたします。(当文書2、3ページ目の別添1、2をご参照下さい。厚生労働省労働基準局からのご案内資料です。)

- ①石綿に関する労災補償制度等と健康管理手帳制度の概要(別添1)
- ②石綿に関する労災補償制度・特別遺族給付年金制度と健康管理手帳について(別添2)

以上

石綿に関する労災補償制度等及び健康管理手帳制度の概要

労災保険給付と特別遺族給付金について

◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者の御遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、<u>遺族補償給付を受ける権利は、労働者が亡くなった日の翌</u>日から5年で消滅します。

◇特別遺族給付金

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、労災保険の遺族補償給付を 受ける権利が時効(5年)により消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金は御遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、 年金の支給は請求日の属する月の翌月分からとなりますので速やかに請求されることをお勧めいたします。

◇周知・請求勧奨の必要性

- ① 石綿による疾病は、石綿業務の開始から30年~40年という長期間を経過した後に発症することが多いため、労働者が石綿業務に従事した可能性がある場合は、注意喚起を行う必要があります。
- ② 石綿は多くの業種・作業で使用されていたこと、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求をしていないことがあるためです。

◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対し所定の請求書を提出していただくことになります。

※ 請求手続きや制度に関する御相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿健康管理手帳について

石綿業務に従事していた方(※)は、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病は、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、疾病の早期発見を目的として、離職後の方を対象とした健康管理手帳制度を設けています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、<u>健康診断を</u>6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※石綿業務に従事していた方は、石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)だけでなく、<u>同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の</u>所見がある離職者の方も対象となります。

◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくことになります。申請手続きや制度に関する御相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽に御相談ください。

石綿業務に従事されていた労働者の皆様またはその御遺族の皆様へ

石綿に関する労災補償制度・特別遺族給付金制度と健康管理手帳について

厚生労働省では、石綿にさらされる業務(以下「石綿業務」といいます。)に従事していた労働者の方(離職された方を含みます。)の労災補償や健康管理対策などを行っています。

下記1の(1)、(2)に該当する方は、労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署に御相談ください。

また、下記2に該当する方は、健康管理手帳の交付を受け、6か月に1回、無料で健康診断を受けることができますので、最寄りの都道府県労働局に御相談ください。

記

1 労災補償制度・特別遺族給付金制度(相談・請求先:労働基準監督署)

(1) 労災補償制度

石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病を発症した労働者の方、又はそれらの病気により亡くなった労働者の御遺族の方が対象となります。

(2) 特別遺族給付金制度

石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で、時効(5年)により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方が対象となります。

2 石綿健康管理手帳制度(相談・申請先:都道府県労働局)

石綿業務に従事した後に転職や退職をし、現在は石綿業務から離れている方が対象です。具体的には、石綿(これをその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。)の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した方の中で、次のいずれかに該当する場合が対象です。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。(石綿の製造や取扱いの業務(直接業務)またはそれらに伴い石綿の粉じんが発散する場所での業務(周辺業務)が該当)
- (2) 下記の作業に1年以上従事した経験を有していること。(ただし、初めて石綿の 粉じんにばく露した日から10年以上経過している必要があります。)(直接業務の みが該当)
 - 石綿の製造作業
 - ・石綿が使用されている保温剤や耐火被覆材などの張付け、補修若しくは除去の作業
 - ・石綿の吹き付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等 の作業
- (3) (2) の作業以外の石綿を取り扱う業務に10年以上従事した経験を有していること。(直接業務のみが該当)

【注意事項】

- 対象者は石綿業務に継続して従事していた方に限られます。
- 上記(2)、(3)両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3)の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ 月以上となる場合には、手帳を受け取ることができます。